

愛媛県政務活動費の概要

1 目 的

議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付

地方自治法 第100条第14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。

2 交付対象及び交付額等

(交付対象) 議員の職にある者

(交付額) 議員1人当たり月額33万円 [年間396万円]

(交付時期) 四半期ごとに交付 [通常は4月、7月、10月、1月]

3 充当できる経費の範囲

経 費	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 議員が開催する研修会、講演会等(他の議員等と共同して開催するものを含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察によるものを含む。)、講演会等への議員及びその雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	議員が行う県政に関する政策等の広聴活動並びに議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請及び陳情のための活動並びに住民相談等の実施に要する経費
会 議 費	1 議員が開催する各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費
資 料 購 入 費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

4 収支報告等

交付年度の翌年度の4月末日までに次の書類を議長に提出

- (1) 収支報告書
- (2) 事業実績報告書
- (3) 領収書その他の証拠書類の写し

5 残余の返還

交付額から支出額を差し引いて残余がある場合は返還が必要

6 閲 覧

交付年度の翌年度の7月1日(休日等の場合は直後の開庁日)から、収支報告書等(上記4で提出されたすべての書類)の閲覧が可能